

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市は、府はじめ防災関係機関等と連携して、防災空間の整備や市街地の面的整備、道路・橋梁施設等の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、市民の主体的な防災活動や安全活動に必要な都市基盤施設の整備に努め、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

市及び府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努める。

1 防災空間の整備

市は、府及び近畿地方整備局と連携を図りながら避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公共施設の有効活用を図り防災空間を確保する。

(1) 公園等の整備

災害時の避難地、延焼遮断空間としての機能を有する公園等については、「茨木市緑の基本計画（平成28年3月改定）」に基づく体系的な整備、拡大を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

ア 広域避難地となる公園・緑地

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園等（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものを含む。）を整備する。

イ 一時避難地となる公園

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園を整備する。

ウ その他防災に資する身近な公園

緊急避難の場所となる公園・広場等を整備する。

(2) 道路・緑道の整備

ア 広域避難地等に通じる避難路となる幅員15m以上の道路を整備する。

第1章 災害に強いまちづくり

イ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去に努める。

(3) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や街路樹など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、生産緑地制度等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

2 建築物の不燃化・耐震化

(1) 防火地域等の指定

本市では、災害に強く、安全・安心なまちづくりを進めるため「大阪府防災都市づくり広域計画」等に基づき、市街化区域において防火地域、準防火地域等の区域を指定し建築物の不燃化を促進している。

(2) 地域単位での耐震化

木造住宅に対する耐震化を促進するため、地域や府と連携を図り、地域単位での取り組みを進める。(大阪府まちまるごと耐震化支援事業)

3 土木構造物の耐震化

道路施設、河川、鉄軌道施設等土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について耐震化を推進する。

(1) 道路の安全確保

落石等の道路災害の発生を未然に防止するため道路パトロールを行い、危険箇所には落石防止柵の整備や法面保護等の必要な対策を講じる。

(2) 道路施設の安全確保

橋梁、横断歩道橋等の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(3) 河川・水路の安全確保

河川・水路による水害を防止するため、堤防、護岸等の河川構造物の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じる。

(4) ため池施設の安全確保

ため池の決壊等による災害を防止するため、堤体等の点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して啓発指導を行うとともに、必要に応じて耐震診断を実施する。また、想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施するとともに、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

(5) 鉄軌道施設の安全確保

鉄軌道にかかる橋梁、高架部、盛土部等について耐震性の向上に努める。

4 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市及び府は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

(1) し尿処理

ア 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

ウ 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。

エ 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び災害用トイレの必要数を把握する。

オ 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 市及び府は、災害発生に備え、災害用トイレの必要数の確保に努める。

キ 府は、広域的な処理体制を確保するよう、相互協力体制整備を促進する。

(2) ごみ処理

ア 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

イ 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

ウ 市は災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

エ 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を選定しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

オ 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

カ 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。

(3) 災害廃棄物等処理

ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、茨木市災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

イ 府は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、

災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、大阪府災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

ウ 府は、大量の災害廃棄物の発生に備え、国や他の府県と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

エ 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

オ 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

カ 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2節 建築物等の安全化

1 住宅・建築物耐震対策等の促進

市は、府及び建築関係団体と連携して、「茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

市は国の基本方針や「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、「茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画」の見直しを図り、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

(1) 住宅の耐震化

建て替えや耐震改修等の推進により、目標年次である令和7年度の住宅の耐震化率95%の目標達成を目指し、より一層の周知・啓発と支援に努める。

(2) 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化

耐震改修促進法第14条に規定されている特定既存耐震不適格建築物については、所有者に対する耐震改修説明会等による意識の啓発に努め、耐震化の促進を図る。

(3) 要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務化対象路線沿道建築物）の耐震化

耐震改修促進法第7条に規定されている要安全確認計画記載建築物について、令和7年度を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消することを目標とし、より一層の普及・啓発と支援に努める。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

耐震改修促進法附則第3条に規定されている要緊急安全確認大規模建築物について、令和7年度を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消することを目標とし、より一層の普及・啓発と支援に努める。

(5) 公共建築物の耐震化

市有建築物については、耐震化の目標は達成しているが、耐震性を有しない建築物についても、引き続き対策を検討する。

(6) 危険なブロック塀の耐震化等

市内のブロック塀の所有者は、地震による倒壊の危険性について点検を行い、耐震化措置や危険性が高い場合は除却を行う。市は、ブロック塀の点検方法や必要な措置について周知を行う。

2 建築物の安全予防

(1) 建築物災害の予防対策

ア 病院、マーケット等における不特定多数の人が利用する建築物については、必要な助言及び指導を行う。

イ 市は、府及び建築物の所有者等と連携して、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

ウ ブロック塀の倒壊予防措置及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物の予防措置

を図るよう指導する。

エ 工事中の建築物については、落下物の防止、工事現場の危険防止等の安全確保を図るよう指導する。

オ 府は、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

(2) 空家等の対策

市は、平常時より管理不全の通報等があった空家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

(3) ブロック塀等の安全対策

市は、道路及び公園におけるブロック塀の安全対策を重点的に実施するにあたり、優先度、危険度に応じた計画的な安全対策を推進する。

(4) 非構造部材の安全対策

ア 窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行う。

イ 屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼす恐れがあることから、屋外広告物についての掲出許可申請の際や講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。

ウ 天井等の脱落防止対策

市は、日頃から人が立ち入る大規模空間の吊り天井（特定天井等）においては、地震時のリスクや天井等の脱落防止対策を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

(5) 建築設備の安全対策

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

市は、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスクや閉じ込め防止対策等をエレベーターの所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

イ エレベーター・エスカレーターの脱落防止対策

市は、エレベーターやエスカレーターの所有者等に対して、地震時のエスカレーター等の脱落リスクや対策を周知し、安全性の確保を推進する。

ウ 建築設備の転倒防止対策

市は、建物所有者等に対して、建築物における電気温水器、ガス、石油も含めたすべての給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策について周知し、安全性の確保を推進する。

(6) 長周期地震動の対応

市は、国土交通省により示された超高層建築物における長周期地震動対策等を超高層建築物所有者等に周知し、安全性の確保を推進する。

3 文化財

市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、消防用設備の設置促進等の整備を図るとともに、初期消火訓練の実施や防災関係機関と連携した予防体制を確立する。

第3節 土砂災害等予防対策の推進

1 地盤災害の予防対策

(1) 地盤災害の種類

- ア 強震動
- イ 地盤の液状化
- ウ 不等沈下

(2) 強震動災害の防止

地震時のゆれを防止することは不可能であるが、地盤の震動特性を把握した上で、その震動特性を考慮した構造物を造れば強震動災害は軽減する。強震動災害防止のためには、次のようなものがある。

- ア 施設の耐震性の強化に努める。
- イ 建築物やライフライン施設など重要な施設・構造物は、それらの施設の耐震基準を十分満たすように設計・施工するよう努める。

(3) 地盤の液状化による災害の防止

地盤の液状化による災害の防止には、次のようなものがある。

- ア 液状化しやすい地域に建築物を建てる際には、液状化対策を十分考慮するとともに、既存の建築物についても、住民や所有者に液状化による建築物被害が生じる可能性があることを啓発する。
- イ 地下埋設物は、液状化の影響を最も受けやすいので、設計・施工時に液状化対策を十分に考慮する。また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修・取替えを実施するとともに地下埋設物が被災した時の供給方法について想定しておく。

(4) 不等沈下による災害防止

不等沈下は、造成地や軟弱地盤で起こりやすい。本市では軟弱地盤の地域は南部を中心に存在し、造成地は、埋立部での不等沈下や切土部と盛土部の境界付近での不等沈下及び構造物被害が生じやすい。このような地域では、地盤の改良や十分な強度をもつ構造物とすることが必要である。

2 土砂災害の予防対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等について基礎調査を行い、市長の意見をききながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7、9条）し、その範囲を示した図面を公表する。

市は、府の指定をうけて、関連する情報の市民への周知を図る。

(2) 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限する。

(3) 建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

府は、土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるように努める。

(4) 建築物の移転等の勧告

府は、土砂災害特別警戒区域においては、土砂災害発生時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(5) 警戒避難体制等

市では、警戒区域等の種別と範囲、警戒区域ごとの指定避難所、指定避難場所及び避難ルート、土砂災害に関する情報の収集・伝達方法、平時からの備え等について定めた上で、ハザードマップ（地域別ハザードマップ（土砂災害）など）を作成している。市は、今後もハザードマップを活用した市民周知に努めるとともに、府における警戒区域等の指定の追加や、道路や施設の更新等に応じ、継続的にハザードマップの見直を行う。

また、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地についてこの計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。（土砂災害防止法第8条）

土砂災害（特別）警戒区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(6) 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(7) 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

(8) 防災訓練等の実施

市は、土砂災害に関する避難訓練の実施に努める。避難訓練の内容については、ハザードマップ等を活用するとともに、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾

斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く市民の参加が得られるよう努める。

3 急傾斜地災害の予防対策

(1) 区域の指定

府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第3条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

府は、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を禁止・制限し、崩壊防止工事を実施する。

(2) 周知等

市及び府は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。

また、市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

4 地すべりの予防対策

(1) 多量の崩土による災害を未然に防止し、土砂移動を抑止するため、国土交通大臣は、「地すべり防止区域」（地すべり等防止法第3条）を指定する。なお、本市では「地すべり防止区域」はない。

(2) 市及び府は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。

(3) 市、府、近畿地方整備局及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

5 土石流の予防対策

(1) 土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。

(2) 府は、砂防指定地において一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 市及び府は、「土石流危険溪流及び危険区域」の把握・周知に努める。

(4) 市、府及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

6 土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区气象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市が防災活動や市民への避難情報の発令等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

7 山地災害の予防対策

- (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」（森林法第25条）として指定する。
- (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い溪流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。
- (3) 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- (4) 府は、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- (5) 市及び府は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し市民に配布するなど、周知に努める。
- (6) 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

8 宅地造成及び盛土対策

- (1) 市は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。
- (2) 市は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。
- (3) 市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。
- (4) 市は、市民へ大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップ（平成27年7月公表）を活用し、市民の防災意識を高めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地の調査を行い、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進する。市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、府は、これについての国からの情報収集等を行なう。
- (5) 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものと

する。

9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生するおそれがある地域において、緊急交通路を閉塞するなど、地震時に社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地を土砂災害から保全するために、必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を促進する。

10 警戒・避難体制等の整備

土砂災害防止法に基づき、市域に警戒区域の指定があったときは、その警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達を実施する。

予報又は警報の発表があった場合は、危険箇所の警戒巡視を強化し、地域住民や要配慮者利用施設等へ防災情報を伝達し、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するため必要な警戒避難体制の整備に努める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の危険が予想される場合、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるための必要な事項について市民に周知させるよう情報連絡体制の確立に努める。情報の伝達に関しては、防災行政無線（同報系）、緊急速報メールなど多様な手段を用いて伝達できる体制を構築し、あわせて市民等に伝達手段をあらかじめ周知する。

11 砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用

土砂災害から市民を守るため、府とNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力して、砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用を図り、土砂災害等予防対策のための安全パトロールによる現地評価、市民に対して土砂災害の防止に関する啓発活動に努める。

12 ハザードマップの活用

土砂災害から人命を守るため、ハザードマップにより、土砂災害警戒区域や危険箇所を周知することで、地域住民の防災意識の高揚を図る。

第4節 水害予防対策の推進

市は、河川流域全体のあらゆる関係者と協働し、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等による災害を未然に防止するため、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。

1 河川・水路の改修

(1) 水害の防止

近年の著しい都市化の進展に伴う降雨時の一時的な流量増加に対処するとともに、災害を未然に防止するために水路等の改修事業を推進する。また、雨期前には水路の重点箇所の点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施する。

(2) 雨量計・水位計の整備点検

観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 倉庫・資機材の整備点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを実施する。

(4) 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システム等を導入し、その活用努める。

2 下水道整備計画

下水道整備の目的の1つには、浸水被害の軽減が含まれており、雨水管整備や既存水路の拡幅等雨水の速やかな排除のみでなく貯留・浸透等の観点を含め、その他の関連計画と整合を図りつつ計画的かつ総合的に下水道整備を推進する。

3 浸水予防施設

市域内の集中豪雨等による浸水を防止するために設けた貯留施設の維持管理及び新規貯留施設の整備を推進する。

4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策

ため池の決壊、水路の氾濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市、府、ため池管理者等関係機関は連携して、ため池等農業用水利施設の改修・補強に努めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

(1) ため池防災対策

ア 概ね200年に一度発生する可能性のある降雨や、想定される直下型地震、海溝型地震の地震動に対しても、水防上、重要なため池については、堤体が損傷を受けても決壊しないよう計画的な改修や耐震整備を進める。

イ 危険箇所早期発見や適正な維持管理を促す。

(2) ため池の減災対策

ア 耐震性の調査・診断

水防上、重要なため池については、想定される大規模地震動に対する堤体の安全性について、計画的に調査・診断を進める。

イ 防災意識の向上と体制整備

ハザードマップを活用し、情報伝達・連絡体制の整備を進める。

(3) 農業用水路、排水施設の防災対策

農業用水路の整備、排水施設等の改修・延命化に努める。

5 安威川ダム建設

安威川ダムは、安威川治水計画の一環として府が建設を進めている、洪水調節と流水の正常な機能の維持、下流河川環境改善を目的とする治水ダムである。

昭和51年度から実施計画調査が続けられ、昭和63年度から建設段階に入り、令和4年春に完成し、令和5年から運用が開始される予定である。なお、安威川ダムの諸元は、次のとおりである。

安威川ダムの諸元

位 置	形 式	堤 高	堤頂長	総貯水量
生保・大門寺・安威地先	中央コア型 ロックフィルダム	76.5m	337.5m	18,000千m ³

6 水害減災対策の推進

洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

(1) 洪水予報、水防警報等

ア 洪水予報

(ア) 近畿地方整備局は、2以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(イ) 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、市長及び水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(ウ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに市長等に通知する。

- (エ) 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

対象河川：淀川、安威川

イ 特別警戒水位の設定及び水位到達情報の発表

- (ア) 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

- (イ) 府は、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

対象河川：茨木川

ウ 水防警報の発表

- (ア) 近畿地方整備局は、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに府に通知する。

- (イ) 府は、管理河川のうち、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

- (ウ) 府は、上記(ア)により通知を受けた場合は、直ちに市長に通知する。

- (エ) 市長は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、関係職員を出動又は、出動準備させる。

エ 水位情報の公表

国、府及び市は、管理河川、下水道のうち、水位観測所を設置した河川、下水道においては、その水位の状況の公表を行う。

オ 浸水想定区域の指定・公表

- (ア) 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- (イ) 府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

- (ウ) 府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定 of 情報を提供するよう努めるものとする。

カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (ア) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項についてこの計画に定めるものとし、市民に周知させるため、これらの事項

を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

a 洪水予報等の伝達方法

b 避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

c 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

d 前項で名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(イ) 上記(ア)によりこの計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

a 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

b 浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施し、その結果を市長に報告する。

(ウ) 市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 洪水リスクの開示

ア 洪水リスクの開示

(ア) 府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

(イ) 市長は、洪水浸水想定区域等の指定がない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを

公表する。

イ 洪水リスク及び避難に関する情報の周知

(ア) 市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

(イ) 市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

また、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(4) 水防と河川管理等の連携

ア 市及び府は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や府が組織する「淀川流域治水協議会」、「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」、「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

イ 市長は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

(5) 水防団の強化

市及び府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るよう努める。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るよう努める。

(6) ため池の治水活用

府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、市やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

1 危険物災害の予防対策

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、危険物を貯留・保管する建築物の耐震化、保安教育及び消防訓練の実施並びに防火思想の普及啓発を図る。

(1) 市

ア 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の徹底を図るため、危険物取扱者等関係者に対して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害時に備えた訓練の実施などによって、事業所全体の自主保安体制の確立や防災意識の高揚を図る。

イ 立入検査及び指導の強化

(ア) 危険物施設に立入検査を行い、位置、構造設備や運搬、積載方法及び貯蔵取扱方法等安全管理について指導する。

(イ) 危険物施設の管理者や保安監督者等に対し、保安について指導する。

ウ 学校・研究施設等の防火指導

学校・研究所には、少量の危険物、毒劇物などが保管されている場合があり、地震動によって転倒、落下で薬品混触による発火防止を指導する。

(2) 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 高圧ガス、毒劇物、管理化学物質、火薬類等の災害予防対策

高圧ガス、毒劇物、管理化学物質、火薬類等による災害の発生及び拡大を防止するため、市は関係行政機関との連携のもとに、保安意識の高揚や自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。また、消防は一定数量以上を貯蔵・取扱いする施設に届出をさせて、災害発生防止の徹底を図り、災害発生時の消防活動に障害とならないよう指導する。

3 危険物を取り扱う建築物の耐震化

地震による危険物の漏洩等、二次災害の発生を防止するために、危険物を取り扱う建築物の耐震改修の実施に向け、建築物所有者に対する周知・啓発及び指導を行う。

第6節 放射線災害予防対策の推進

放射線災害を未然に防止するため、保有施設の管理者等は、防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送に対しての安全確保に努める。

1 保有施設の防災対策

市内保有施設における放射線災害を未然に防止するため、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、連携して施設の耐震・不燃化対策とともに、放射線防災に関する知識の普及など各種予防対策を講じる。

2 放射性物質輸送安全対策

放射性物質の輸送について安全を確保するため、関係機関は対応策の研修や資機材整備等の充実強化を図る。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

第1節 総合的防災体制の整備

1 中枢組織体制の整備

総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

市は、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 茨木市防災対策班長会議

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

〔組織〕

・ 防災対策班長課（28課）

指揮調整班（危機管理課）、財務・情報班（法務コンプライアンス課）、応援・受援班（政策企画課）、物資班（会計室）、広報班（まち魅力発信課）、議会班（市議会事務局総務課）、総務・人事班（総務部総務課）、被害調査班（資産税課）、避難所・市民相談班（市民協働推進課）、福祉・安否確認班（地域福祉課）、医療衛生対策班（健康づくり課）、こども対策班（こども政策課）、商工班（商工労政課）、農林班（農林課）、環境対策班（資源循環課）、建築対策班（居住政策課）、道路対策班（建設管理課）、公園対策班（公園緑地課）、下水道対策班（下水道施設課）、教育対策班（教育政策課）、物資輸送班（歴史文化財課）、学校教育班（学校教育推進課）、水道総務班（水道部総務課）、応急給水班（営業課）、施設復旧班（浄水課）、管路復旧班（工務課）、消防本部班（警備課）、消防署班（警防課）

・ 事務局 総務部危機管理課

(2) 茨木市災害警戒本部

災害の発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき、市域で震度4を観測したとき、小規模の災害が発生したときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

・ 警戒本部長 危機管理監

・ 警戒副本部長 危機管理課長

・ 本部員

総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

- ・事務局 指揮統制部

(3) 茨木市災害対策本部

中・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、市域で震度5弱以上を観測したとき、災害救助法の適用を要する災害が発生したときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。

〔組織〕

- ・災害対策本部長 市長
- ・災害対策副本部長 危機管理監、副市長
- ・本部員

教育長、水道事業管理者、総務部長、企画財政部長、市民文化部長、福祉部長、健康医療部長、こども育成部長、産業環境部長、都市整備部長、建設部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、市議会事務局長、水道部長、消防長

- ・事務局 指揮統制部

2 職員動員配備体制の整備

災害時に備えた動員配備については、以下のとおりとする。災害事象に対する非常配備体制については、「第3部 風水害応急対策 第1章 第2節」及び「第4部 地震災害応急対策 第1章 第3節」の災害活動体制とする。なお、「第5部 その他災害応急対策」における非常活動体制は、災害の規模に応じた体制とする。

また市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

1 風水害時配備体制の概要

本部体制	配備名称	配備時期	対象職員
—	風水害準備 配備体制	・気象注意報(大雨、洪水、強風のみ)が発表されたとき ※時間外の参集は不要	配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
—	風水害事前 配備体制	・気象警報が発表されたとき ・台風が近畿地方に接近し、茨木市に気象警報の発表が見込まれるとき(※1) ・その他、危機管理課長が必要と認めたとき	配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
災害警戒 本部	風水害 警戒体制	・河川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき(※2) ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害に関する危険度分布で「警戒(赤)」が出現したとき(※3) ・台風が「強い」勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき(※4) ・その他災害警戒本部長(危機管理監)が必要と認めたとき	・災害警戒本部員(各部長)+部長級職員 ・配備対象の対策班(※5)の班長又は対策部長に指名された職員
災害対策 本部	第1次 風水害対策 本部体制	・河川の水位が氾濫危険水位に到達したとき ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害警戒情報が発表されたとき ・台風が「非常に強い」以上の勢力を保ったまま近畿地方に上陸すると見込まれるとき(※4) ・気象特別警報が発表されたとき ・その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき	・災害対策本部員(特別職+各部長)+部長級職員 ・全対策班長及び対策班の中から対策部長に指名された職員
	第2次 風水害対策 本部体制	・河川氾濫が発生したとき ・大規模な土砂災害が発生したとき ・その他災害対策本部長(市長)が必要と認めたとき	全職員

※1：台風接近に伴う事前配備の場合、最接近の日時等を考慮し、危機管理課長が参集(又は待機)する対策班や時間外での登庁の有無を判断するものとする。

※2：短時間強雨(ゲリラ豪雨)による急激な水位上昇であり、今後、引き続きの降雨の見込みが低い等の場合には、事前配備体制とする。

※3：土砂災害に関する危険度分布とは、気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」及び大阪府が提供する「土砂災害危険度情報」のことをいう。

※4：台風の勢力(強さ)は、気象庁の予報により最大風速が33m/s以上44m/s未満の場合を「強い」、44m/s以上54m/s未満の場合を「非常に強い」、54m/s以上を「猛烈な」という。

※5：配備対象の対策班は「第3部 風水害応急対策 第1章 第2節」参照

2 地震時配備体制の概要

本部体制	配備名称	配備時期	対象職員
—	南海トラフ準備配備体制	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき（※1） ※時間外の参集は不要	配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
—	南海トラフ臨時配備体制	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき（※1）	配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
災害警戒本部	地震警戒体制	・茨木市域で震度4を観測したとき	・災害警戒本部員（各部長）＋部長級職員 ・配備対象の対策班（※2）の班長又は対策部長に指名された職員
災害対策本部	第1次地震対策本部体制	・茨木市域で震度5弱を観測したとき	・災害対策本部員（特別職＋各部長）＋部長級職員 ・全対策班長及び地震対応初動に必要な人員として対策部長に指名された職員 ・全消防職員
	第2次地震対策本部体制	・茨木市域で震度5強以上を観測したとき	全職員

※1：南海トラフ地震臨時情報が発表され、かつ茨木市域で震度4以上を観測した場合は、震度に応じた配備体制とする。

※2：配備対象の対策班は「第4部 地震災害応急対策 第1章 第3節」及び、「第4部 地震災害応急対策 付編2」参照

(1) 中・長期における職員動員配備体制

大規模災害等で中・長期間非常配備体制を維持する場合に備え、各部長は予め優先通常業務の継続・再開に必要な人員数を把握するとともに、災害対応業務の実施に必要な人員数を想定しておく。指定避難所の運営や罹災証明書の発行等で必要な人員が不足することが想定される業務においては、各部の所属を越えた人員の応援体制を構築する。

(2) 勤務時間外における職員参集体制の確立

ア 伝達方法

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部長は、常に所属職員の住所・電話番号等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制の整備を図るとともに職員に周知徹底する。

イ 参集場所の周知

迅速な初動活動を確保するため、あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに周知徹底を図る。

ウ 初動活動期の参集可能職員の把握

各部長は公共交通機関が途絶した場合の所属職員の交通手段を調査し、職員が参集に要する時間の把握に努める。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共生センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

4 災害応急対策及び復旧・復興対策活動実施体制の充実

市は、「第1部 総則 第4章」に掲げる市が処理すべき事務又は業務の大綱のうち、災害応急対策・復旧・復興対策に関する災害対応業務を具体化、補完する「茨木市災害対策本部対策部別活動マニュアル」を充実させ、大規模災害発生時における迅速、円滑な対応につなげる。

また、職員は、本計画や対策部別活動マニュアル等に習熟し、平時から災害に対する意識を高め、災害発生時における各自の業務について十分精通しておく。

5 関係機関との連携体制の整備

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

地震による災害は、広域的かつ大規模な被害をもたらすおそれがあるため、関係機関の防災活動が相互に有機的な連携を保ち効率的に機能できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、その組織体制の整備を図る。

- ・ 防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処できるよう相互協力に関する計画をあらかじめ定めておくよう努める。
- ・ 高層建築物・学校園・社会教育施設・病院等多数の人が利用する建築物については、防災責任者を定め、関係機関等と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

災害時に相互援助を実施することを目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防応援に関する覚書等を、近隣市町をはじめ事業者や関係団体と締結を図り、今後とも府と協議のうえ広域的な相互応援体制の推進に努める。

また、府及び関西広域連合と連携し、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

7 防災拠点機能の確保・充実

市、府及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（市庁舎においては72時間以上）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

市及び府は、災害対策本部等用として、自衛隊、警察、消防等の関係機関を含めた職員用の飲料水・食料、燃料等の確保に努める。

(1) 防災拠点の定義

市における防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点」「災害医療センター」等をいう。

(2) 司令塔機能の整備

市は、災害対策本部室、意思決定支援機能や情報受発信機能等を備えた司令塔機能施設を整備するよう努める。司令塔機能施設には、防災行政無線や専用電話回線、非常用発電機に接続された電力線、ネットワーク、その他指揮・指令、情報分析、資源管理に必要な資機材を備えるとともに、関係者、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等大規模災害時において円滑に災害応急活動が実施できる空間を整備する。

また、代替施設の選定等のバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。

(3) 司令塔機能の代替施設

市は、災害対策本部及び災害警戒本部を茨木市役所内に設置するが、災害による被災

等で市役所の使用が困難な場合は、茨木市文化・子育て複合施設おにクル（以下「おにクル」という。）で代替するため、防災資機材等を備えた司令塔機能をおにクルにも整備するよう努める。

なお、おにクルの諸元は次のとおりである。

茨木市文化・子育て複合施設おにクルの諸元

所在地	構造	開館予定時期	災害対策本部等の代替場所
茨木市駅前三丁目 9番45号	地上7階建て鉄筋 コンクリート造（一 部鉄骨造）	令和5年秋	7階会議室1・2

(4) 広域防災拠点（物資集積・輸送拠点）の管理・運営

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努め、市は府と連携し、広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

〔機能〕

- ア 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点
- イ 航空機を活用した物資輸送拠点（災害時用臨時ヘリポートとして利用）
- ウ 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点

(5) 後方支援活動拠点（消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地）の整備

府は、自衛隊、消防、警察等、広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

8 防災拠点等の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した次の防災拠点等の整備に努める。

- (1) 災害用生活物資備蓄拠点→11か所（小・中学校10及び彩都西公園）
- (2) 災害用医薬品備蓄拠点→11か所（小・中学校10及び保健医療センター）
- (3) 災害用物資輸送拠点→2か所（南市民体育館、中央公園（地下）駐車場）
 - ※ おにクル開館後は、おにクル1階多目的ホールに災害用物資輸送拠点を設置
- (4) 災害用給水拠点→22か所（耐震性貯水槽、水道施設）
- (5) 緊急消防援助隊の受入れ及び活動拠点→1か所（西河原公園）
- (6) 自衛隊の受入れ及び活動拠点→1か所（大阪経済大学茨木校地）
- (7) ライフライン復旧車両の受入れ及び活動拠点→1か所（東雲運動広場）
- (8) 他の自治体からの広域応援の受入拠点→1か所（上中条青少年センター）
- (9) 災害廃棄物仮置場→茨木市災害廃棄物処理計画において規定
- (10) 応急仮設住宅建設候補地→30か所（都市公園等）
- (11) 遺体安置場所→1か所（斎場）

- (12) 医療救護班、医療衛生対策班の応援部隊受入れ及び応援部隊の活動拠点
→ 1 か所（保健医療センター）

9 防災資機材等の整備・備蓄

災害応急対策に必要な燃料、発電機、建設機械等の資機材は、災害に備えてその機能を有効適切に発揮できるよう点検するとともに、必要に応じて計画的に備蓄することに加え、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(1) 防災資機材整備点検の分担

- ア 水防用備蓄資機材……………建設部下水道施設課
- イ 防疫用薬品……………健康医療部健康づくり課
- ウ 医薬品及び器材……………健康医療部医療政策課
- エ 応急給水用備蓄資機材……………水道部
- オ 消防用備蓄資機材……………消防本部
- カ 被災者用備蓄資機材等……………総務部危機管理課
- キ 防災公園及び公園内防災設備……………建設部公園緑地課
- ク 土木用資機材……………建設部建設管理課地域の工事センター
- ケ 職員用備蓄資機材等……………総務部人事課
- コ 災害対策本部設置施設の非常用電源及び通信設備……………総務部総務課
- サ 住家被害認定調査用資機材……………総務部資産税課

(2) 防災資機材整備点検の実施

整備点検の実施については、雨期前並びに台風期前及び火災多発期前に行うものとし不足資機材については、その都度整備補充する。

ア 整備項目

- (ア) 水防・消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品・衛生資材等
- (オ) その他災害用装備資機材

イ 保有（備蓄）資機材の点検

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) 種類・規格と数量の確認
- (エ) 薬剤等の有効期限の確認
- (オ) その他

10 防災訓練の実施

市、府をはじめ消防団等の防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関す

る訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

1.1 職員の人材育成

市をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

(1) 職員に対する防災教育

市をはじめ防災関係機関は、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員に対し防災教育を実施する。

ア 教育の方法

- (ア) 講習会、研修会等の実施及び参加
- (イ) 見学、現地調査等の実施
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

イ 教育の内容

- (ア) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - (イ) 非常参集の方法
 - (ウ) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
 - (エ) 過去の主な被害事例
 - (オ) 防災知識と技術
 - (カ) 防災関係法令の適用
 - (キ) 図上訓練の実施
 - (ク) その他必要な事項
- ### (2) 専門教育機能の強化

消防職員等の知識・技能の向上を図るため、複雑化する災害の態様に対応できる高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

1.2 調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

府は、地震・津波の想定にあたっては、古文書等の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査など科学的知見に基づく調査結果を踏まえ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に把握するものとする。また、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

市は府と連携して、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム(内閣府)」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

(1) 防災関係機関との地域防災計画に係わる情報交換

国・都道府県・市区町村・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関における地域防災計画に係わる情報については、連絡を密にし、防災計画や防災計画に係わる調査研究の情報を交換する。

(2) 防災に関する学術刊行物、一般刊行物の収集整理

防災に関する学術刊行物については、随時収集整理に努める。

また、防災に関する一般刊行物についても随時、収集整理に努める。

(3) 市の防災上問題となる事項の専門的調査研究

市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられるが地域の変貌や調査技術の進展に合わせて、総合的防災調査を実施していく。

また、情報通信分野の技術進歩はめざましいものがあり、その技術の防災行政への活用を推進していく。

ア 地震

イ 地すべり、急傾斜地、土石流

ウ 洪水

エ 台風

オ 情報通信

(4) 災害記録の保存

防災対策の実施や防災アセスメントの見直しを行う際の貴重な資料となる災害記録の保存に努める。

1.3 自治体被災による行政機能の低下等への対策

大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることも視野に入れて、必要な体制整備に努める。

(1) 業務継続体制の整備

地震災害の発生により、職員、庁舎等の施設、設備、ライフライン等の業務資源に制約があり、本市の行政機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、通常業務を継続又は早期再開させ、最低限の行政サービスを維持して市民生活への影響を最小限にとどめることが必要である。

ア 業務継続の基本方針

市は、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、市業務継続計画を適切に運用する。

(ア) 市民の生命・身体・財産等の保護にかかる業務を最優先

災害発生時は、被害を最小限にとどめるため、通常の業務は一時的に中断し、市民の生命・身体・財産等の保護にかかる非常時優先業務を最優先に行う。

(イ) 市民の生活への影響を考慮した業務の選択

非常時優先業務以外の業務は、積極的に休止する。

優先度の高い通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。

(ロ) 業務継続に必要な資源の確保・活用

被災により資源の制約に伴い行政機能が低下する状況下においても、全庁的な体制のもと、限られた人員や資機材等の資源を確保し、最大限に活用する。

イ 重要6要素等に係る対応

市は、内閣府『大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き』に定める重要6要素（首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）について、業務継続計画において、その現状、課題及び今後の目標を定め、必要な対策を講じる。

ウ 業務継続体制の確立・推進

市は、職員個人の災害対応能力及び組織的な対応力の向上を図るため、定期的に訓練・研修を実施する等し、業務継続マネジメントを実施する。

(2) 受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度の活用をはじめ、様々な応援要請と応援・受援の方式について、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ア 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

イ 計画に定める内容

市受援計画には以下の内容を定め、訓練・研修等を実施することで、継続的な改善を行い、実効性強化に努める。

- (ア) 受援体制
- (イ) 人的支援の受け入れ
- (ウ) 物的支援の受け入れ
- (エ) 受援力の向上

14 事業者、ボランティア等との連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）や速やかな応急復旧が必要な業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等の活用、建設業団体の担い手の確保・育成に取り組みながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、市は市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市は府及び防災関係機関と連携して、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は府及び防災関係機関と連携して、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等の対策を図る。

市及び府は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

(1) 防災情報システムの充実

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう、市町村と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

また、府は、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府と市町村との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、市町村とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

ア インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置など）

イ 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集

ウ 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集

エ Lアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

オ 被災者台帳を管理する被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

(2) 無線通信施設の整備

市、府及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア 府

- (ア) 大阪府防災行政無線の整備充実
- (イ) 災害拠点病院への防災行政無線の整備充実
- (ウ) 下水道防災行政無線の整備充実

イ 市

- (ア) 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実
- (イ) 消防救急無線の整備充実
- (ウ) M C A無線、衛星電話、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した市民への情報伝達体制の整備
- (エ) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保

2 情報収集伝達体制の強化

市は府及び防災関係機関と連携して、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。また市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

(1) 情報収集

職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、全職員がリアルタイムで共有できる茨木市防災情報システムの運用をはじめとして、無人航空機等を活用した情報収集など、最新技術の導入に努め、情報収集伝達体制の強化を進める。

(2) 情報伝達

様々な環境下にある市民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、Lアラート（災害情報共有システム）、おおさか防災ネットポータルサイトのウェブページやメール、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

3 災害広報体制の整備

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める。

さらに、市は、府と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(1) 広報体制の整備

- ア 災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任
- イ 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- ウ 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・海象・水位・放射線量等の状況
 - (イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - (エ) 要配慮者への支援の呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

エ 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

(2) 停電時の住民への情報提供

市は、府及び電気事業者と連携して、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(3) 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 他の市町村に避難する市民への情報提供

市、府及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

4 災害モード宣言

学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるために府が発表する「災害モード宣言」に基づき、市は、市民や事業者等に市内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、注意を呼びかける。

(1) 発信の目安

- ア 台風
 - (ア) 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合
 - (イ) 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合
- イ 地震
 - 府域に震度6弱以上を観測した場合
- ウ その他自然災害等
 - その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

- ア 台風

- (ア) 自分の身の安全確保
- (イ) 出勤・通学の抑制
- (ウ) 市町村長の発令する避難情報への注意

イ 地震

- (ア) 自分の身の安全確保
- (イ) 近所での助け合い
- (ウ) むやみな移動の抑制
- (エ) 出勤・通学の抑制

5 災害広聴体制の整備

市は、府及びライフライン事業者と連携して、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。

1 一般建築物の火災予防

(1) 火災予防査察の強化

市は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所などについて、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市は、学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取扱いの監督、収容人員の管理 など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

市は、住宅における住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を促進する。

(5) 消防設備士の資質の向上

府は、消防設備士を対象に消防用設備等に関する技術講習を実施する。

(6) 市民、事業所に対する指導、啓発

市及び府は、市民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(7) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物等の火災予防

市、府をはじめ関係機関は、高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 防災計画書の作成指導

市は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保

等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 統括防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、統括防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

(6) その他災害に対する防火・安全対策

市、府をはじめ関係機関は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

3 林野火災予防

市、府及び林野の所有者、管理者は林野周辺住民の安全確保や森林資源を保全するために、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 山地の要所に防火標識を設置し、気象状況によっては入山者に適切な防火指導や広報に努める。

(2) 林野火災対策用資機材の整備と備蓄を推進する。

第4節 消火・救急・救助体制の整備

市は、大規模火災などの発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備・関係機関等の連携を図り、消火・救急・救助体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実整備

(1) 消防施設の整備

消防車両などの消防施設等の強化や高機能消防総合情報システムを活用した情報収集体制、通信機能強化を図るなど総合的消防力の充実及び消防庁舎の耐震化に努める。

(2) 消防水利の充実確保

ア 消防水利の基準に基づき、消火栓及び耐震性貯水槽や防火水槽の増強整備に努める。

イ 各種プール、河川、ため池、農業水路などの活用計画を整備する。

(3) 活動体制の整備

市は、府、警察及び自衛隊等と相互に連携し、平時から意見交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、迅速かつ適確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救急救助体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の装備充実と活動環境づくり

消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、装備充実と消防団が活動しやすい環境づくりに努める。

ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

イ 消防施設、装備の強化

消防団屯所、消防車両・小型動力ポンプ・無線など防災資機材、安全確保に必要な装備の充実強化を図る。

ウ 消防訓練の実施

消防団員に関する高度な知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保観点から、消防団員に安全管理を徹底するため教育訓練を実施する。

エ 自主防災組織との連携強化

消防団が地域に密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう必要な対策に努める。

2 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱は次のとおりである。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

(1) 消防計画の大綱

- ア 消防力等の整備に関する事
- イ 防災のための調査に関する事
- ウ 防災教育訓練に関する事
- エ 災害の予防、警戒及び防御に関する事
- オ 災害時の避難、救助及び救急に関する事
- カ その他災害対策に関する事

第5節 災害時医療体制の整備

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進する等、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣について、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

市及び府は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害医療組織等の整備、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害時医療拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

1 災害医療組織等の整備

(1) 災害時医療対策本部

市災害対策本部の医療救護現地本部として保健医療センターに災害時医療対策本部を設置し、民生対策部及び府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会と協力し、災害医療協力病院、医療救護所等の被災状況及び被災傷病者等の受入状況等を把握、分析、評価し、関係機関との間での情報共有、消防対策部への情報提供、災害時医療救護班等の派遣要請、医薬品・医療用資機材の補充をするなど災害時医療が適切に提供できるよう体制を整える。

(2) 災害拠点病院、災害医療協力病院等

府は重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送の対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設を整備する。

また、府は、市町村災害医療センター等と協力し、患者の受け入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

市は、二次救急告示病院を中心とした市内病院と協力し、平時の救急医療機能または診療機能に準じ、病院前医療救護所を開設して主に軽症患者への医療を提供または軽症患者への医療提供に加えて、医療救護所等から入院を要する中等症患者への医療を提供する病院を災害時医療救護拠点病院として整備する。

(3) 市災害医療センター

ア 市災害医療センターは、主に入院を要する中等症患者の受け入れ拠点であり、特に災害

が大規模な場合には、中等症患者の集約、また、受け入れ能力を超えた場合には、速やかに他の市町村災害医療センターへ患者転送を行う。

イ 市災害医療センターは、大阪府済生会茨木病院を指定する。

(4) 救護所

指定避難所に併設する指定医療救護所のほか、市、茨木市医師会、府（大阪府茨木保健所）及び災害医療協力病院等の医療機関との調整により、事前もしくは災害発生時に救護所を開設することを承諾した医療機関を、臨時指定医療救護所として位置付ける。

(5) 医療機関の災害対策マニュアルまたは業務継続計画

医療機関は、防災体制や災害時の応急対策などを盛り込んだ災害対策マニュアルまたは業務継続計画を作成、またこれに基づく災害時訓練を計画的に実施し、非常時の診療体制を確立する。

2 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の市民等が適切な医療を受けることができなくなった場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、市をはじめ府内の災害拠点病院、災害医療協力病院等の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析・評価のうえ、必要な災害時医療救護班等を組織し派遣もしくは応援部隊の派遣要請を行うなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

(1) 現地医療活動

被災傷病者等が最初に受ける応急手当または一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）等において、通常診療再開を視野に入れつつ、主に軽症患者に対する医療活動や被災住民等の健康管理等を行う。

イ その他の活動場所及び医療活動の分類

(ア) 災害医療協力病院での医療活動

災害医療協力病院は、平時の救急医療機能に準じ、救急要請等により転搬送もしくは直接来院した中等症患者及び軽症患者への医療を提供する。ただし、医療機関が被災もしくは被災傷病者等多数により施設内での診療が不可能な場合は、災害拠点病院と連携し施設内の患者を被災地域外に転搬送するなど必要な措置を講じたのち、市災

害時医療対策本部、茨木市医師会等の医療関係機関とも連携し、現場付近に応急救護所を設置もしくは市の施設に臨時設置された医療救護所等での診療に切り替え、医療機関の職員に加えて府等から派遣される医療救護班とともに診療を行う。

(イ) 市災害医療センターでの医療活動

市災害医療センターは、市及び府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、中等症患者の受入れもしくは集約を行う。

ウ 考え方

(ア) 医療機関を可能な限り「臨時指定医療救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

(イ) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない被災傷病者等の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災地域内外を問わず被災を免れた災害拠点病院、災害医療協力病院等の全ての医療機関で実施する。

ア 災害が甚大であるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

イ 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ 特定の医療機関へ被災傷病者等が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り府内外を問わず多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、平時の医療機能に応じ、重症度、緊急度にあった適切な被災傷病者等の搬送・受入れを行う。

3 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、府及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集・伝達体制を構築する。

(1) 連絡体制の整備

ア 市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策、役割分担等を定める。

イ 市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるよう、災害時医療情報連絡員を指名する。市の災害時医療情報連絡員は市職員とする。

ウ 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。その手段等については別に定めるものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報の整備

府は災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）もしくは大阪府救急・災害医療情報システム等を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その拡充に努める。

また、市、府及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、衛星電話等による

非常用通信手段の確保に努める。

4 現地医療体制の整備

(1) 災害時医療対策本部

市は、災害時医療対策本部を円滑に運営するために必要となる設備、物品等を災害時医療対策本部設置場所に整備する。

(2) 市災害医療センター等

市は、市災害医療センター、災害時医療救護拠点として指定された病院を災害時に円滑に運営するために必要となる設備、物品等を市災害医療センター等に整備する。

(3) 救護所

ア 医療救護所の整備

市は、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う指定避難所併設の医療救護所を運営するために必要となる設備、物品、マニュアル等を医療救護所に整備する。

また、事前に施設内医療救護所を開設することを承諾した医療機関は、臨時指定医療救護所を運営するために必要となる設備、物品、マニュアル等を整備する。

イ 応急救護所及び医療救護所の開設

(ア) 応急救護所及び医療救護所の開設基準（地震災害は目安として震度6強）

- a 現地医療機関が被災し、その医療機能が低下したため、現地医療機関だけでは対応しきれないとき。
- b 被災傷病者等が多数で、現地医療機関だけでは対応できないとき。
- c 被災地付近に対応可能な医療機関が無く、被災地付近での対応が必要なとき。
- d 被災地の医師が必要と認めたとき。
- e その他、災害時医療対策本部が開設の必要があると認めたとき。

(イ) 救護所の開設

- a 医療救護所の開設場所は、(ア)の開設基準に基づく市災害時医療対策本部の判断を踏まえ、市災害対策本部が決定する。
- b 応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置し開設する。
- c 指定医療救護所は、表「指定医療救護所（災害用医薬品備蓄拠点）」のうちから必要に応じて開設する。その他、対応が可能な医療機関を臨時指定医療救護所として指定し開設する。
- d 救護所の基本的な設定場所、運営方法等は別に定めるものとする。

(4) 医療救護班の整備

市は、医療機関が被災し当該施設内での診療が不可能な場合は、市災害時医療対策本部、茨木市医師会等の医療関係機関と連携し、指定または臨時指定医療救護所等での診療に切り替え、医療機関の職員に加えて府等から派遣される医療救護班とともに診療を行う。

ア 医療救護班の種類の構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目、職種別に医療救護班を構成する。

また、市は、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関と連

携・協力して、必要に応じて職種を混成するなど、適宜、班の再編を行い、適切な医療救護活動を行う。

(ア) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で医療救護班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、応急救護所等で主に現場救急活動を行う。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(イ) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、医療救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応する。

(ウ) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、指定避難所、医療救護所等で活動する。

(エ) 薬剤師班

薬剤師で構成し、指定避難所、医療救護所等で診療科別医療班及び歯科医療班と連携し活動する。また、指定避難所、医療救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び供給並びに衛生管理を行う。

イ 医療救護班の編成基準

市は、災害時における被災傷病者等のトリアージ、応急治療、応急処置を行うため、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関の協力並びに府及び府外からの応援を得て、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療系事務員等からなる医療救護班を編成する。

医療救護班のうち診療科別医療班については、医師1人、看護師2人、医療系事務員1人の計4人を標準として編成し、原則として医師を班長とする。なお、災害の状況に応じて歯科医師、薬剤師等を編成に加えることがある。また、医療救護班の編成数、参集場所、派遣方法等については別に定めるものとする。

ウ 医療救護班の業務

(ア) 医療機関への転搬送の要否及びトリアージ

(イ) 搬送困難な被災傷病者等及び軽症患者に対する医療

(ウ) 被災傷病者等に対する応急処置

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認

(カ) 被災住民等の健康管理

(キ) 災害時医療対策本部等との通信業務

(ク) その他状況に応じて必要となる処置及び投薬

(5) 医療救護班の受け入れ及び調整

市は、府等から派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を災害時医療対策本部に整備し、府（大阪府茨木保健所）との連携のもと、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関

と協力し、派遣が必要な救護所への配置調整を行うなどの活動をする。

(6) 医療関係機関との協力体制の確立

市は、一時に多数の被災傷病者等が発生する災害時などに対応するため、災害拠点病院、災害医療協力病院、茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会等の医療関係機関、府（大阪府茨木保健所）等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を確立する。

指定医療救護所〈災害用医薬品備蓄拠点〉

名称	所在地
養 精 中 学 校	駅前四丁目7番60号
沢 池 小 学 校	南春日丘三丁目11番6号
豊 川 中 学 校	藤の里一丁目16番8号
山 手 台 小 学 校	山手台四丁目9番4号
北 中 学 校	南安威三丁目10番3号
三 島 小 学 校	三島町3番13号
東 雲 中 学 校	学園南町21番7号
大 池 小 学 校	大池一丁目5番8号
葦 原 小 学 校	新和町13番50号
天 王 小 学 校	天王二丁目13番57号
保健医療センター 附属急病診療所	春日三丁目13番5号

5 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる府が設定した災害拠点病院（基幹・地域）、特定診療災害医療センター（循環器・消化器・アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など特定の疾病に対応）、市町村災害医療センター、災害医療協力病院（総じて「災害医療機関」）を整備し、市は、これらの災害医療機関との連携体制を推進する。

6 医薬品等の確保体制の整備

市及び府は、薬剤師会及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、薬剤師会等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

ア 医療機関等での備蓄

- (ア) 災害拠点病院
- (イ) 特定診療災害医療センター
- (ウ) 市災害医療センター
- (エ) 災害医療協力病院
- (オ) その他、医療関係機関等

イ 指定医療救護所（11か所）

ウ 卸業者による流通備蓄

エ 府薬剤師会医薬品備蓄センターによる流通備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、血液製剤の確保体制を整備する

7 患者搬送体制の確立

市及び府は、災害時における被災傷病者等、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ被災傷病者等が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な輸送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市、府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

(3) 医薬品等物資の輸送

ア 市

医薬品等の受入れは、茨木市薬剤師会の協力のもと、保健医療センターで一括して行い、各救護所等へ配送する。

イ 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

8 個別疾患対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

併せて、府は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても政令市や関係機関と連携の上、体制を整備する。

9 関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会等を活用し、災害時の医療救護方策や訓練の実施等、

地域の実情に応じた災害医療体制を構築する。

10 災害医療訓練の実施

災害医療協力病院は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

11 市民への啓発活動

トリアージについて、市民の理解を図るため周知啓発活動を行う。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路や物流倉庫及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

(ウ) 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及びその他防災拠点施設などを連絡する道路

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努める。

(3) 震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届け出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、災害応急対策の迅速、円滑な実施の確保のため、緊急通行車両として使用する必要のある車両について、府公安委員会へ緊急通行車両の事前届け出を行う。

(6) 沿道建築物の耐震化

緊急交通路が地震発生により沿道建築物が倒壊し道路を閉塞することを防止するため、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、報告期限を定め対象となる建築物の所有者に対し通知を行っている。対象となる沿道建築物の所有者は、耐震診断を行いその結果を市に対し報告する義務が課せられ、市はその内容を公表し、指導・助言、勧告等を行い、耐震化を促進する。

(7) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

市内の重要物流道路

- ・ 国道171号
- ・ 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路）
- ・ 中央自動車道西宮線（名神高速道路）
- ・ 近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）

2 航空輸送体制の整備

市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに災害応援を受入れるための災害時用臨時ヘリポートを選定する。

市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

また、災害時用臨時ヘリポートを選定したとき、又は変更（廃止）があったときは、府に報告する。

(1) 災害時用臨時ヘリポート

名称	所在地	発着機数	管理者(調整先)
西河原公園北運動広場	城の前町	小型1機	茨木市
安威川河川敷、左岸	橋の内二丁目	小型1機	茨木市
安威川河川敷、右岸	中村町	小型1機	茨木市
大阪経済大学茨木校地グラウンド	大字福井	中型1機	大阪経済大学 (調整先 茨木市)

(2) 災害時用臨時ヘリポートの選定基準

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度6度以内のこと。

ウ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

- ・ 大型ヘリコプター（100m四方）
- ・ 中型ヘリコプター（50m四方）
- ・ 小型ヘリコプター（30m四方）

エ 二方向以上から離着陸が可能であること。

オ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

カ 車両等の進入路があること。

キ 林野火災における空中消火基地の場合

- ・ 水利、水源に近いこと。
- ・ 複数の駐機が可能なこと。
- ・ 補給基地が設けられていること。
- ・ 気流が安定していること。

第7節 避難受入れ体制の整備

災害から市民を安全に避難させるため、避難地、避難路、指定避難所を指定し、市民に周知するなどの体制の整備に努める。

1 避難地、避難路の指定

(1) 火災時の避難地、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民に対し周知に努める。

指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ア 一時避難地

火災発生時に市民が一時的に避難できる概ね面積1ha以上の場所を一時避難地として指定する。

イ 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱等から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として指定する。

(ア) 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること
（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）

(イ) 延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。

(ウ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(ア)又は(イ)に該当するものを除く）

ウ 避難路

落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難地に通じる避難路を指定する。

(ア) 原則として、幅員が15m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）

(イ) 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時におけ

る避難上必要な機能を有すると認められる道路

(2) その他の避難場所及び避難路の指定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

特に土砂災害の発生を想定する場合、避難場所の選定にあたっては、土砂災害に対する安全性が確保された場所とし、土砂災害警戒区域外を基本とする。また、避難経路についても、土砂災害の危険性があるなどにより、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向を示すなどして、避難経路の普及啓発に努める。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、府と市は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、指定緊急避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

指定した指定緊急避難場所、避難路については、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

また、近畿地方測量部は、発災時の避難誘導や応急活動を支援するため、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路や災害時の拠点となる公共施設、指定緊急避難場所等を反映した地理空間情報の整備、公開に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保でき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

イ 避難路

指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路

2 避難誘導体制の整備

市は、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

(1) 案内標識等の設置

避難場所の案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

(2) 避難誘導体制の整備

ア 避難行動要支援者については民生委員・児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、その所在等把握に努める。

イ 避難行動要支援者の避難が円滑に行えるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

(3) 避難行動に関する意識啓発

気象庁等の発表する気象情報や市の発令する避難情報に基づく警戒レベルに応じて、

適切な避難行動がとれるよう、市民の意識啓発を図る。

特に、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、府及び市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

【避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・土砂災害危険度情報（警戒）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害）） ・（大雨特別警報（土砂災害）） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

3 広域避難体制の整備

市は府と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

4 指定避難所の充実

市は、家屋の損壊、滅失等により避難を必要とする市民を臨時に受け入れる指定避難所の指定、整備に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所においては、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。また、学校園・保育所等における避難対策として、生徒・児童・園児の避難措置について安全な避難方法を定めておく。

(ア) 避難実施責任者

(イ) 避難の順位

(ウ) 避難誘導責任者及び補助者

(エ) 避難誘導の要領、措置

(オ) 避難者の確認

(カ) 生徒・児童・園児の保護者への引渡し方法

エ 指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、非常用電源、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるとともに、公衆無線LAN等の通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

オ 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と事前に避難所運営に関する役割分担等を協議する。指定避難所における避難場所は、暑さ、寒さ対策等が必要な場合を考慮して施設管理者が指定する。

(2) 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を保護するために、福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

ア 多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

イ 多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

置するよう努める（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。

ウ 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食糧・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

エ 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）

(3) 指定避難所の管理運営体制の整備

市は、「茨木市避難所運営マニュアル」を踏まえて、男女双方が参画した指定避難所の運営等を示した指定避難所ごとの管理運営マニュアル（地域版避難所運営マニュアル）をあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制

イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

(4) 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(5) 避難誘導体制の整備

市は、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による風害と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、ハザードマップの作成にあたっては、市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会などの地域組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した体制づくりを図る。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避

難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアル等を作成し、市民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

ア 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

イ 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、府、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 応急仮設住宅対策

府は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、被災市町村と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

市は、災害により家屋が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

候補地として、一時避難地に指定している都市計画公園等をあてるとともに、市内のその他の空き地等の利用状況の把握に努める。

(2) 要配慮者に配慮した住宅の確保

府と協力して、要配慮者の生活に配慮した応急仮設住宅の確保を図る。

6 賃貸型応急住宅の活用

市は、民間賃貸住宅の空室等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅等を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

7 応急危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

ア 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、応急危険度判定講習会を開催し、応

急危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

府は、応急危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

ウ 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

ア 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府は、市町村、建築関係団体との連携により、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

イ 実施体制の整備

府は、被災宅地危険度判定士の派遣体制の整備を図るとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

ウ 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

8 罹災証明書の発行体制の整備

市は、府及び土地家屋調査士会等の民間団体と連携し、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明書発行業務のシステムの導入や訓練、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付を担当する被害調査班と応急危険度判定を担当する建築対策班とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

府は、市町村における罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市町村に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8節 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者対策が迅速かつ適切に行えるよう、次のとおり体制の整備に努めるとともに、マニュアルの整備を進める。

1 高齢者・障害者等に対する支援体制整備

災害対策基本法及び国が改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者名簿等の作成に努める。

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局を中心に、全体計画を定める。また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。ただし、個別避難計画については、市は適切と認められる者へ委託することができる。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事項については、次のとおりとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりとする。ただし、施設入所者や長期入院中の者を除く。また、当該名簿に掲載する者のうち、支援に必要な個人情報を避難支援等関係者に提供することに同意した者について、事前提供用避難行動要支援者名簿に掲載する。

- ア 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者
- イ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- エ 要介護認定3、4又は5を受けている者
- オ 同居者のみでは避難が困難な者のうち、市長が支援の必要を認めた者

(2) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等に携わる関係者として、あらかじめ事前提供用避難行動要支援者名簿を提供できる者の範囲は次のとおりとする。

- ア 市の消防機関
- イ 警察（茨木警察署）
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 市社会福祉協議会・地区福祉委員会
- オ 自主防災組織
- カ その他市長が適当と判断した関係機関、関係団体及び関係者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に記載する情報は次のとおりとする。これら情報については、福祉部局が把握している情報を使用する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号その他の連絡先

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

カ 避難支援等を必要とする理由

キ その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者に該当する者の情報については、福祉部局等の把握する情報を活用し定期的に更新する。

(5) 庁舎の被災等が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

支援等関係者は、配布された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、平常時から避難行動要支援者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(7) 要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援等関係者の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

(9) 高齢者・障害者等に対する支援体制

ア 支援体制の整備

府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備するものとする。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図る。

市は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

イ 福祉避難所等における体制整備

市が指定する福祉避難所や、災害協定に基づく福祉避難施設において、要配慮高齢者・障害者等の介護等のケアなどの相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

ウ 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供事業者等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(10) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等も参加した訓練を実施するよう努める。

(11) 個別避難計画の作成

ア 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、医療・介護・福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じ、優先度の高い避難行動要支援者については、令和7年度までを目標に個別避難計画の作成に取り組むものとする。なお、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 個別避難計画には、名簿に記載する情報のほか、避難行動要支援者等に関する次の情報を記載するものとする。

(ア) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市の消防機関、茨木警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区福祉委員会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意するところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

エ 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

カ 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 社会福祉施設等の取組み

府は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する都道府県や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れのほか、被災時における協力関係を構築する災

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障害者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

市は、府と協力し、民間施設の利用調整や職員派遣の受け入れ整備のほか、運営経費などの支援に努める。なお、施設利用における食事・オムツ等の実費については自己負担とするが、諸制度における軽減制度を活用することができる。また、指定避難所の管理・運営等に施設の職員等を動員する場合は、賃金職員として雇上げることができる。

各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や府に報告する体制を確立するよう努める。

また、避難措置について安全な避難方法を定めておく。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬送等）
- (オ) 避難所の設定及び受入れの方法
- (カ) 避難者の確認
- (キ) 保護者・後見人等への連絡方法

3 福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、一時的な受け入れを想定し、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、必要に応じて適切な医療体制のとれる医療機関、福祉施設へ対応を要請する。なお、指定にあたっては要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設とし、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

4 外国人に対する支援体制整備

(1) 関係機関との連携

市は、府や大阪府国際交流財団（OFIX）等の多様な機関と連携し、外国人に対する

支援の検討・調整を行う。

なお、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(2) 情報発信等による支援

ア 市内在住の外国人に対する支援

(ア) 市及び府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

(イ) 市及び府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

(ウ) 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

イ 来阪外国人旅行者に対する支援

(ア) 市及び府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。

(イ) 市及び府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

(ウ) 市は、事業者、自主防災組織、自治会等と協働し、外国人旅行者の避難支援体制、指定避難所等での受入体制整備に努める。

(エ) 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(3) 指定避難所における支援

市は、指定避難所において円滑に多言語支援を行えるよう、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努めるほか、外国語翻訳アプリケーション等を活用した多言語による情報提供の充実に努める。

府は、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

5 その他の災害時要配慮者に対する配慮

市及び府は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第9節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失等により、水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制の整備に努める。

1 給水体制の整備

市は、府及び府内水道（用水供給）事業者と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3Lの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

ア 配水池及び浄水場

災害時に、市上水道の基幹施設である配水池及び浄水場から給水タンク車等による応急給水体制の整備を図る。

イ 飲料水兼用の耐震性貯水槽

災害時の水道管破損等による断水に対応するため、一時避難地等に設置した緊急遮断弁付きの耐震性貯水槽からの応急給水体制の整備を図る。

〈給水拠点ネットワーク〉

地域区分	給 水 拠 点 計 画	
	水 道 施 設 (配水池、浄水場等)	飲料水兼用の耐震性貯水槽
中央地域	—	水尾公園 桑田公園
東部地域	—	東雲運動広場
西部地域	豊川配水池 西穂積配水池	春日丘公園（松沢池公園） 上穂積公園
南部地域	—	若園公園 島ふれあい公園
北部地域	泉原配水池・十日市浄水場・山手 台高区配水池・山手台低区配水 池・安威配水池・花園配水池・彩 都受水場・あさぎ配水場・やまぶ き高区配水池・やまぶき中区配水 池・やまぶき低区配水池・あかね 配水池	西河原公園
合 計 (22か所)	14か所	8か所

(2) 応急給水用資機材等の整備

給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

(3) 応援体制の整備

市は、災害時に市の水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために関係協力団体等と協定を交わし、応急給水体制の整備を図る。

府は、迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。また、都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水の確保

市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

3 食糧・生活必需品の確保

市は、府及び関係機関と協力して、食糧・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

(1) 備蓄体制の整備

重要物資及びその他必要な物資を災害用備蓄倉庫等に確保するなど、備蓄体制の整備を図る。

ア 重要物資の備蓄

府の地域防災計画に基づき、市と府で避難所生活者数を基準に重要物資の備蓄を推進する。

市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食糧など11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。

品 目	算 出 式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （注）1.2は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人
育児用調整粉乳または液体ミルク （乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） ※乳児の1日分以上とし、全体の3%をアレルギーに対応できる品目とする。

品 目	算 出 式
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1本（注）/人 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は、必要数分（100%）、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市はBOX型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋
イ その他の物資の確保

（ア）ブルーシート

（イ）簡易ベッド、間仕切り等

ウ 備蓄品の管理

災害時に、速やかに物資等を提供するため、小・中学校の余裕教室等を活用した分散備蓄を行い、備蓄品の定期的点検を行うとともに、期限のあるものは随時入れ替えを行うなど、備蓄品の適正管理に努める。

〈災害用生活物資備蓄拠点〉

番 号	災害用備蓄の場所	所 在 地
①	養 精 中 学 校	駅前四丁目7番60号
②	沢 池 小 学 校	南春日丘三丁目11番6号
③	豊 川 中 学 校	藤の里一丁目16番8号
④	山 手 台 小 学 校	山手台四丁目9番4号
⑤	北 中 学 校	南安威三丁目10番3号
⑥	三 島 小 学 校	三島町3番13号
⑦	東 雲 中 学 校	学園南町21番7号

番 号	災害用備蓄の場所	所 在 地
⑧	大 池 小 学 校	大池一丁目5番8号
⑨	葦 原 小 学 校	新和町13番50号
⑩	天 王 小 学 校	天王二丁目13番57号
⑪	彩 都 西 公 園	彩都やまぶき一丁目

(2) 民間備蓄の推進

災害発生時に、迅速かつ安定した物資を調達するため、民間事業者と協力要請の協定を交わし、食糧及び生活必需品の確保を図る。また、民間事業者や学校に対して、帰宅困難者に対する備蓄を普及啓発する。

燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

府は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

また、市及び府は、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、市は、必要に応じて他の市町と共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

ア 市

- (ア) 可能な限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (イ) 備蓄物資の点検及び更新
- (ウ) 定期的な流通在庫量の調査の実施
- (エ) 供給体制の整備（民間事業者等との連携や、市町村間の共同備蓄や相互融通含む。）
- (オ) 生活物資備蓄拠点及び物資輸送拠点から各指定避難所への物資の配送及び支

給体制の整備

(カ) 救援物資の配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備・活用

イ 府

(ア) 広域防災拠点を中心に府民センタービル等と連携した備蓄

(イ) 備蓄物資の点検及び更新

(ウ) 定期的な流通在庫量、他府県等の備蓄状況の調査

(エ) 民間事業者との協定内容に基づく物資の確保、備蓄倉庫等での管理・仕分け、物流施設の活用

(オ) 広域防災拠点等から市町村物資拠点への物資輸送体制の整備

(4) 停電への備え

府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

市は、非常用発電機や投光器等を備蓄する等、停電への備えに努める。

第10節 ライフラインの予防対策

ライフラインに関わる事業者は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要の人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 上水道施設の予防対策

上水道施設は市民生活の営みを支え、地域産業の振興や快適な都市機能を維持するための基幹的施設である。

このため、上水道施設は地震による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道づくりを目指す。

(1) 施設の整備点検

ア 送配水施設については平常時から巡回点検を行い、水道管路については漏水調査や配水池等で給水量及び水位点検（記録）を実施し、事故の早期発見に努める。

イ 水道管路の耐震化にあたっては、重要給水施設への管路の優先度を高く設定することにより効率的に整備する。

ウ 単一管路で給水されている区域については、管路のループ化に努める。

エ 水道管路の整備においては、耐震管を使用する。

オ 浄水場等の施設更新にあたっては、災害時に備え、予備電力や地震、浸水害対策等の実施に努める。

(2) 給水車等の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能になったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から月1回給水車及び給水タンクの点検整備に努める。

(3) 資材の備蓄

災害により被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(4) 応急復旧体制の強化

ア 上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報連絡体制を強化する。

イ 多系統受水等によりバックアップ機能を強化する。

ウ 関係協力団体との協力体制を整備する。

エ 応急復旧活動マニュアル等を整備する。

オ 管路図等の管理体制を整備する。

(5) 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急・復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

(6) 相互応援体制の確立

上水道においては、府及び他水道事業者等と相互に協力して行う大阪広域水道震災対策相互応援協定書等に基づき体制を確立する。

2 下水道施設の予防対策

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため不可欠な施設である。このため、下水道施設は、被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。

(1) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、地震時においては液状化が予想される地域などにおいて被害が予想される。このため、幹線管きょについては、大規模地震時においても機能の確保を図るとともに、枝線管きょについては、点検などにより危険箇所の早期発見と修理を行う。

(2) ポンプ場の整備

ア 地震によるポンプ場の損傷は、復旧の長期化が予想される。そのため、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を図る。また、耐震性能の確保、機能維持に努める。

イ 各構造物間の連絡配管、配電線路は、不等沈下、揺れによる損傷を防止するため、特に、構造物を貫通する地中配管、配電線路は、構造物直近部の耐震措置を考慮し、転倒壊などによる損傷を未然に防ぐよう維持管理に努める。

ウ 非常用発電機、ポンプ用ディーゼル機関は長期間の運転に備え整備し、燃料・冷却水の確保に万全を期す必要があり、平常から体制を整えるように努める。ポンプ場の機能確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

(3) 貯留雨水等の有効利用

緊急時において、貯留雨水などを防火用水、雑用水として利用することを考慮し、その多目的な有効利用を進める。

(4) 事業所等の処理施設等の指導・監視

工場、事業所等の処理施設に対しても耐震設計及び排水機能の確保等の指導に努め、地震緊急措置・対策についての緊急連絡方法について周知徹底を図るよう指導する。

(5) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(6) 協力応援体制の整備

ア 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、市・府間の協力応援体制を整備する。

イ 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

3 電力施設の予防対策（関西電力送配電（株）高槻配電営業所）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努め、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

(1) 設備の強化

ア 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

イ 電力供給系統の多重化を図る。

ウ 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

エ 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

イ 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。

ウ 対策要員の動員体制を整備する。

エ 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

オ 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。

カ 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

イ 災害対策用設備（移動用変圧機等）を整備する。

ウ 災害対策車両（発電機車等）を整備する。

エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

オ 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

ア 社員の安全を確保するために地震の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。

イ 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。

ウ 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

ア 復旧用資機材、要員について、他電力会社および電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。

イ 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

4 ガス施設の予防対策（大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努め、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

(1) 設備の強化

- ア ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- イ 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- ウ ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

(2) 応急復旧体制の強化

- ア 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- イ 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - (ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - (イ) 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- ウ 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- エ 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- オ 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- カ ガス管の漏洩箇所の特定制、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- キ 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- ク 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- ケ 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - (ア) 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - (イ) 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

(3) 災害対策用資機材の整備、点検

- ア 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- イ 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- ウ 消火・防火設備に整備充実に努める。
- エ 平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- オ 適切な導管材料の備蓄に努める。

(4) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他の機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順

の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(5) 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

5 通信施設の予防対策（西日本電信電話（株）関西支店）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努め、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。

ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

(5) 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、グループ会社、工事会社等を含めた応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(6) 災害対策用資機材の整備、点検

ア 災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。

イ 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。

ウ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、

第2章 災害応急・復旧対策のための事前対策

確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

オ 非常事態に備え、飲料水、食糧、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

(7) 防災訓練の実施

災害復旧等に必要な判断力と技術力を育成するため、情報収集、連絡、復旧体制等について防災訓練を計画的に実施する。

(8) 協力応援体制の整備

ア 他の事業者との協調

電力、ガス、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

イ グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材輸送等について相互応援体制を整備する。

6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、意識の向上を図る。

(1) 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止等について広報する。

(2) 関西電力送配電(株)並びに大阪ガスネットワーク(株)は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

(3) 西日本電信電話(株)は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

7 倒木等への対策

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第11節 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努める。

1 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

2 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第12節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づく、府地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業となる一時避難地の公園整備、防火水槽等の消防用施設整備、学校施設の耐震補強及び耐震性貯水槽の整備を、府と連携し事業の推進を図る。

1 計画対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (19) (1)～(18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第13節 帰宅困難者支援体制の整備

本市は、昼間時は市外から市内に流入する通勤・通学者等が多数存在する一方で、多数の市民が通勤・通学等のため市外に流出している。そのため、昼間時、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、市域内でも駅を中心に自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生するとともに、市域外で帰宅困難者となる市民も多数発生することが予想される。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれもある。

このため、市は府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗、大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。

また、市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練の実施。

2 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は府や関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者へ帰宅経路の情報提供等の支援を行う。情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市は、防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえ、また、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 防災知識の普及啓発

市は、府及び防災関係機関と連携して、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害の危険性のある箇所の分布等を内容とするパンフレットや防災マップの配布・更新、出前講座の開催、防災展の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。

また、自治会などを通じて、心肺蘇生法などの応急手当の方法や救急車の利用方法、災害情報の入手方法、避難行動での心得などを普及・啓発していく。

さらに、以上のような防災情報を、ホームページ、掲示板、電話帳（レッドページ）等への掲示、広報誌等での定期的な紹介等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害の知識

- (ア) 大規模地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性

- (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (カ) 地域社会への貢献
- (キ) 応急対応、復旧・復興に関する知識

イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食糧及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- (ウ) 自動車等へのこまめな満タン給油等
- (エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- (オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- (カ) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- (キ) 住宅・建築物等の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- (ク) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (ケ) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- (コ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (サ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 避難行動要支援者への支援
- (ク) 初期消火、救出救護活動
- (ケ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (シ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

- (ス) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- (セ) 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ソ) 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

エ 災害情報の伝達

- (ア) 避難情報の伝達経路
- (イ) 避難情報の内容
- (ウ) 災害情報の入手方法
- (エ) 災害情報の発信方法

(2) 普及啓発の方法

ア パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページ（インターネット）を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、また、普及啓発にあたっては、点字化や多言語対応、やさしい日本語表記、ルビふり等を行うとともにホームページ（インターネット）に掲載、ビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障害者・聴覚障害者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

イ 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、出前講座の開催、市民参加型防災訓練の実施等による普及啓発を実施する。

(3) 地震防災マップの活用

地域の「地盤の揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した「地震防災マップ」を公表、活用し、防災意識の高揚や地域防災力の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発する。

(4) 耐震啓発パンフレットの活用

耐震改修促進PRパンフレット等を配布し、市民の耐震化への情報提供及び周知に努める。

2 学校園教育における防災教育

学校園教育において、防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう、定期的に避難訓練を実施する。また、学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活

第3章 地域防災力の向上

動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- イ 災害についての知識
- ウ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- オ 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- カ 防災情報の正しい知識
- キ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災マップの利用
- カ 防災関係機関との連携
- キ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- ク 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止等を目的として、毎年、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

市は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情にあわせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

3 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対

応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

4 事業者に対する防災知識の普及

大規模災害時における行動や地域との連携、災害時の対応方法について、従業員の防災知識が普及し、防災意識が高揚されるよう、事業所単位での防災マニュアル作成等の啓発を図る。

5 防災広報

(1) 印刷物による広報

時期に応じた防災知識普及のため、「広報いばらき」に関係記事を掲載するほか、パンフレット・チラシ・防災マップ等の作成、ポスターの掲示、回覧板等を利用して防災意識の高揚を図る。

(2) ホームページによる広報

時代に適応したメディアとして、ホームページの活用が活発化している中、地図情報を利用し、茨木市水害・土砂災害ハザードマップ、地震防災マップ、避難所一覧を掲載し防災意識の高揚を図る。

6 災害教訓の伝承

府、市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制の整備

市は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障害者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、この計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、この計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

2 自主防災組織の育成

概ね小学校を単位として、市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 自主防災組織

ア 組織

地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため住民が自発的に結成し、運営する組織。

イ 活動内容

(ア) 平常時の活動

- a 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など）
- b 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- c 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- d 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練など）
- e 復旧・復興に関する知識の習得

(イ) 災害時の活動

- a 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- b 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- c 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など）
- d 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの市民への周知など）
- e 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- f 指定避難所の自主的運営

(2) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織の必要性の啓発
- イ 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- ウ 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- エ 自主防災組織への支援
- オ 防災訓練、応急手当訓練の実施

(3) 各種組織の活用

赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

3 事業者による自主防災体制の整備

(1) 事業者の役割

ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

イ 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動

への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

- (ア) 防災体制の整備
- (イ) 従業員の安否確認体制の整備
- (ウ) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (エ) 防災訓練
- (オ) 事業所の耐震化・耐浪化
- (カ) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (キ) 予想被害からの復旧計画の策定
- (ク) 各計画の点検・見直し
- (ケ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (コ) 取引先とのサプライチェーンの確保

ウ その他

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市又は府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、事業者は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

(2) 重要施設及び災害応急対策に係る機関の役割

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

また、府は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめこれらの施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

なお、近畿経済産業局は、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保され

るよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進するものとする。

(3) 市及び府の役割

市は府と連携して、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進し、事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、市及び府は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

(4) 啓発の内容

ア 平常時の活動

(ア) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

(イ) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

(ウ) 災害発生時の未然防止（防災体制の整備、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）

(エ) 災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

(オ) 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）

(カ) 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

イ 災害時の活動

(ア) 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）

(イ) 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

(ウ) 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）

(エ) 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）

(オ) 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(5) 啓発の方法

市は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

ア 広報紙（誌）などを活用した啓発

イ 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）

ウ 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施

エ 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から、人工呼吸や心臓マッサージなどを行える救命技術者の養成や救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練を実施する。

5 地元組織との連携による耐震化意識の啓発

地域組織との連携等を活かすなど、地域単位での意識啓発に努め、耐震診断・耐震改修等の実施に向けた取組を行う。

(1) 地域に密着した耐震化の啓発活動

自治会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取組を実施する。手法として、出前講座などにより、市民に直接訴える場づくりに努め、防災意識の向上を図る。

(2) 「まちまるごと耐震化支援事業」の地域単位での促進

地域や府と連携を図り、地域単位での啓発「まちまるごと耐震化支援事業」に取り組み、耐震化を促進する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関等とそれぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

1 活動環境の整備

(1) 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

(2) 登録

市は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう府のボランティア登録制度の活用を図る。

(3) 人材の育成

ボランティア関係機関は、相互に連携してボランティア活動の需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。市は、市社会福祉協議会等と連携して災害時のボランティア活動の重要性等を周知し、ボランティア活動を行おうとする者の技能取得を支援するなどボランティアの養成に努める。

(4) 活動支援体制の整備

市は、市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する訓練を実施する。

(5) 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 関係団体との連携

住宅・建築物の耐震化を促進していくために、大阪建築物震災対策推進協議会及び建築関係団体との連携により、耐震診断講習会受講者名簿の提示等を行う。また、地域単位での耐震化促進の啓発「まちまるごと耐震化支援事業」による説明会の実施等を通じて、安心して耐震改修等を行うことができる情報提供及び相談体制の強化に努める。

1 耐震診断・耐震改修のセミナー

府と協力のもと、大阪建築物震災対策推進協議会（府、府内市町村及び関係団体で構成）等の関連団体と連携して、木造建築物、鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供する。

2 耐震化の啓発

府と連携し、各種催し会場等においてパンフレットなどによる情報提供に努めるとともに、民間事業者等との連携により耐震化の意識啓発に努め、市民の耐震化への関心を高める。